県章

三重県公報

令和2年12月25日（金）
第　170　号
毎週火・金曜日発行

目　　次

（番号）	（題　名）	（担当）	（頁）
	人事委規則		
	三重県人事委員会規則7-4（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則	（人事委員会）	3
	議会規程		
1	政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程	（県議会）	6
	告示		
875	有害な興行の指定	（少子化対策課）	7
876	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	（スポーツ推進課）	7
877	農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（農林水産総務課）	8
878	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	（農産物安全・流通課）	12
879	漁船損害等補償法の規定による同意を求める旨の事前届出及び指定漁船調書縦覧	（水産振興課）	12
880	三重県資源管理方針の変更	（水産資源管理課）	12
881	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	（同）	15
882	県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	（県土整備総務課）	15
883	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	（道路管理課）	16
884	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	（同）	16
885	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	（同）	17
886	土砂災害警戒区域の指定	（防災砂防課）	17
887	同件	（同）	19
888	同件	（同）	20
889	同件	（同）	20
890	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	（同）	20
891	同件	（同）	25
892	同件	（同）	28
893	建築基準法施行規則第11条の3第1項の規定によるフレキシブルディスクによる手続きができる区域を廃止する告示	（建築開発課）	31
	議会訓令		
5	三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	（県議会）	31
6	三重県議会各派世話人会規程の一部を改正する訓令	（同）	32
7	三重県議会代表者会議規程の一部を改正する訓令	（同）	32
8	三重県議会全員協議会規程の一部を改正する訓令	（同）	33
9	三重県議会議案聴取会規程の一部を改正する訓令	（同）	34
10	三重県議会委員長会議規程の一部を改正する訓令	（同）	34
11	三重県議会広聴広報会議規程の一部を改正する訓令	（同）	35
12	三重県議会災害対策会議規程の一部を改正する訓令	（同）	36
	公告		

家畜改良増殖法の規定による種畜証明書を書換交付した旨の通報	（畜産課）	36
土地改良区の定款変更の認可	（農地調整課）	36
都市計画の図書の写しの縦覧	（都市政策課）	36
同件	（同）	37
開発行為に関する工事の完了	（建築開発課）	37

特定調達公告

一般競争入札を行う旨	（広聴広報課）	37
同件	（企業庁）	40
同件	（同）	44
同件	（同）	47

人事委規則

三重県人事委員会は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和四十一年三重県条例第二十九号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則七―四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年十二月二十五日

三重県人事委員会委員長　竹　川　博　子

三重県人事委員会規則七―四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則七―四（職員の特殊勤務手当に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（刑事作業手当等） 第二十六条　条例第二十七条から第三十四条までに規定する刑事作業手当、警ら作業手当、交通取締手当、被留置者看守作業手当及び警察特殊業務手当の額は、別表第十一に定める額とする。 2　条例第三十四条第一項第七号の特別な事情は、突発的に発生した業務のため緊急に勤務することを命じられ当該業務に従事する場合で、その従事する時間帯が夜間であるときとする。 （重複支給の調整） 第二十八条　（略） 2　夜間看護等手当、変則勤務手当、警察特殊業務手当（条例第三十四条第一項第一号、第六号、第七号及び第八号の業務に係る手当に限る。）又は航空手当（条例第三十五条第一項第三号の業務に係る手当に限る。）については、前項の規定にかかわらず、併給することができる。 別表第三（第五条関係） 保健福祉業務手当	（刑事作業手当等） 第二十六条　条例第二十七条から第三十四条までに規定する刑事作業手当、警ら作業手当、交通取締手当、被留置者看守作業手当、特殊機械等取扱手当、運転免許技能試験手当及び警察特殊業務手当の額は、別表第十一に定める額とする。 2　条例第三十四条第一項第八号の特別な事情は、突発的に発生した業務のため緊急に勤務することを命じられ当該業務に従事する場合で、その従事する時間帯が夜間であるときとする。 （重複支給の調整） 第二十八条　（略） 2　夜間看護等手当、変則勤務手当、警察特殊業務手当（条例第三十四条第一項第一号、第七号、第八号及び第九号の業務に係る手当に限る。）又は航空手当（条例第三十五条第一項第三号の業務に係る手当に限る。）については、前項の規定にかかわらず、併給することができる。 別表第三（第五条関係） 保健福祉業務手当

適用範囲		支給額
一　（略）		（略）
二　条例第五条第一項第二号に規定する業務に従事する者	1　児童の一時保護業務に直接従事する者で児童と起居を共にすることを常例とするもの	月額　一二〇、〇〇〇円
	2　1に掲げる者以外の者で児童に関する相談、調査、判定及び一時保護業務に直接従事するもの	日額　九五〇円

適用範囲		支給額
一　（略）		（略）
二　条例第五条第一項第二号に規定する業務に従事する者	1　児童の一時保護業務に直接従事する者で児童と起居を共にすることを常例とするもの	月額　一八、八五〇円
	2　1に掲げる者以外の者で児童に関する相談、調査、判定及び一時保護業務に直接従事するもの	日額　六八〇円 （児童と起居を共にする者については、九〇〇円　医療職給料表（三）三級、二級又は一級の職務にある者については、四四〇円　医療職給料表（三）

三～八	3　（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

三～八	3　（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

五級又は四級の職務にある者については、三三〇円（医療職給料表(三)六級の職務にある者については、一三〇円）

別表第十一を次のように改める。

別表第十一（第二十六条関係）

刑事作業手当等

適用範囲			支給額
一　条例第二十七条第一項に規定する刑事作業に従事する者	1　条例第二十七条第一項第一号の作業に従事する者		日額　五六〇円
	2　条例第二十七条第一項第二号の作業に従事する者のうち人事委員会が別に定めるもの		日額　五六〇円
	3　2に掲げる者以外の者で条例第二十七条第一項第二号の作業に従事するもの		日額　二八〇円
二　条例第二十八条第一項に規定する警ら作業に従事する者	1　条例第二十八条第一項第一号の作業に従事する者		日額　三四〇円
	2　条例第二十八条第一項第二号の作業に従事することを常例とする者		日額　四二〇円
三　条例第二十九条第一項に規定する交通取締業務に従事する者	1　条例第二十九条第一項第一号の業務に従事する者	(1)　高速道路（自動車専用道路を含む。以下この表において同じ。）上で従事する者	日額　八四〇円（夜間に従事する者については、一、二六〇円）
		(2)　一般道路上で従事する者	日額　五六〇円（夜間に従事する者については、八四〇円）
	2　条例第二十九条第一項第二号の業務に従事する者	(1)　高速道路上で著しい危険を伴う業務に従事する者	日額　八四〇円（夜間に従事する者については、一、二六〇円）
		(2)　一般道路上で著しい危険を伴う業務に従事する者	日額　五六〇円（夜間に従事する者については、八四〇円）
		(3)　交通取締用自動二輪車を運転して著しい危険を伴う業務以外の業務に従事する者	日額　五六〇円
		(4)　交通取締用自動車（自動二輪車を除く。）又は特殊自動車を運転して高速道路上で著しい危険を	日額　四六〇円

		伴う業務以外の業務に従事する者	
		(5)　交通取締用自動車（自動二輪車を除く。）又は特殊自動車を運転して一般道路上で著しい危険を伴う業務以外の業務に従事する者	日額　四二〇円
	3　条例第二十九条第一項第三号の業務に従事する者	(1)　高速道路上で従事する者	日額　四六〇円
		(2)　一般道路上で従事する者	日額　三一〇円
四　条例第三十条第一項に規定する被留置者看守作業に従事する者			日額　三一〇円
五　条例第三十四条第一項に規定する警察特殊業務に従事する者	1　条例第三十四条第一項第一号の業務に従事する者のうち人事委員会が別に定めるもの		死体一体につき　三、二〇〇円
	2　1に掲げる者以外の者で条例第三十四条第一項第一号の業務に従事するもの		死体一体につき　一、六〇〇円 （人事委員会が認める損傷の著しい死体を取り扱う場合又は検視官等が行う場合にあっては、三、二〇〇円）
	3　条例第三十四条第一項第二号の業務に従事する者		日額　七〇〇円
	4　条例第三十四条第一項第三号の業務に従事する者	(1)　引き続き二日以上従事する者	日額　八四〇円 （いずれかの日において人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事した場合又は人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合にあっては、一、六八〇円）
		(2)　人命救助の作業で著しく危険であると人事委員会が認める作業に従事する者	日額　八四〇円
	5　条例第三十四条第一項第四号の業務に従事する者		日額　一、一五〇円
	6　条例第三十四条第一項第五号の業務に従事する者		日額　三六〇円 （遠隔地の離島周辺における水上警戒業務に従事する職員にあっては、一、一〇〇円）
	7　条例第三十四条第一項第六号の業務に従事する者（警視の階級にある者を除く。）		勤務一回につき　六五〇円
	8　条例第三十四条第一項第七号の業務に従事する者（人事委員会が別に定める者を除く。）		勤務一回につき　一、二四〇円
	9　条例第三十四条第一項第八号の業務に従事す		物件処理一件につき　五、

	る者		二〇〇円
	10　条例第三十四条第一項第九号の業務に従事する者	(1)　特殊危険物質又は特殊危険物質容疑物件の処理作業で人事委員会が別に定める作業に従事する者	日額　四、六〇〇円
		(2)　特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業（(1)に掲げる処理作業を除く。）に従事する者	日額　二五〇円
		(3)　特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業に従事する者	日額　四六〇円
	11　条例第三十四条第一項第十号の業務に従事する者		日額　一、一〇〇円
	12　条例第三十四条第一項第十一号の業務に従事する者	(1)　銃器又は銃器と思料されるものを使用している犯罪現場における犯人の逮捕等の業務に従事する者	日額　一、六四〇円
		(2)　銃器を所持する犯人の逮捕の業務に従事する者	日額　一、一〇〇円
		(3)　(1)の業務に付随して行われる固定配置の業務	日額　一、一〇〇円
		(4)　(2)の業務に付随して行われる固定配置の業務（銃器を使用した犯人の逮捕の業務に限る。）その他人事委員会がこれに相当すると認めるものに従事する者	日額　八二〇円

附　則

1　この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の三重県人事委員会規則七―四（職員の特殊勤務手当に関する規則）別表第三の規定は、令和二年四月一日から適用する。

議　会　規　程

政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここ

に公布します。

令和二年十二月二十五日

三重県議会議長　　日　　沖　　正　　信

三重県議会規程第一号

政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

政治倫理の確立のための三重県議会の議員の資産等の公開に関する条例施行規程（平成七年三重県議会規程第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（報告書の訂正） 第九条　報告書を訂正しようとする場合には、議会の議員は、議会の議長に訂正願を提出し、訂正の箇所にその氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。	（報告書の訂正） 第九条　報告書を訂正しようとする場合には、議会の議員は、議会の議長に訂正願を提出し、訂正の箇所に認印するとともに、その氏名及び訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、削った部分は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。

第一号様式から第四号様式までの規定中「印」を削る。

附　則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

告　　示

三重県告示第875号

三重県青少年健全育成条例（昭和46年三重県条例第62号）第11条第1項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

令和2年12月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指定年月日	指定理由
38	映画	アウェイデイズ（原題）AWAYDAYS	スペースシャワーネットワーク	令和2年12月25日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
39	映画	若妻ナマ配信　見せたがり	オーピー映画		
40	映画	団地の色情　奥さんが帰る前に…	新東宝映画		
41	映画	ギャル番外地2　またシメさせてもらいます	オーピー映画		
42	映画	同棲性活　恥部とあなたと…	オーピー映画		
43	映画	未亡人下宿？その4　今昔タマタマ教え歌	オーピー映画		
44	映画	赤い凌辱	新東宝映画		
45	映画	性鬼人間第三号　異次元の快楽	オーピー映画		
46	映画	銀河の裏筋　性なる侵乳！	オーピー映画		
47	映画	聖なる犯罪者（原題）CORPUS　CHRISTI	ハーク		
48	映画	セクシーヘルパー　老いらくの欲情	新東宝映画		

三重県告示第876号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条の 10 第 1 項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、関係図書は、三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局スポーツ推進課に備え置いて縦覧に供します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　都市公園の名称及び位置

(1)　名称

五十鈴公園

(2)　位置

伊勢市宇治館町

2　管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者　伊勢市長　鈴木健一

三重県伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号

3　管理の内容

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務

4　管理の期間

令和 2 年 12 月 3 日から当該施設の存続する期間

三重県告示第 877 号

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

農林水産部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

農林水産部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 249 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(2)の表を次のように改める。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 補助金等の交付の目的	(C) 補助事業等の内容	(D) 補助額又は補助（交付）率	(E) 補助対象者
1	食料産業・6次産業化推進事業費補助金	6次産業化に向けた支援体制の整備や新商品開発、販路開拓、地域での食育推進等の取組を支援する。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1　6次産業化の支援体制整備事業 2　6次産業化の推進支援事業 (1) インバウンドを中心とする観光消費の促進 (2) 経済活動としての農福連携の推進 (3) 2次・3次産業と連携した加工・直売の推進	 事業費の10／10以内 事業費の1／3以内（市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあっては、事業費の1／2以内） 事業費の1／2以内 事業費の1／3以内（市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に定める事業実施主体

				づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあっては、事業費の１／２以内)	
			(4) 新商品開発・販路開拓の実施	事業費の1／3以内（市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあっては、事業費の１／２以内。ただし、施設給食の導入実証の取組にあっては、1食当たり40円を事業費の上限とする。）	
			(5) 直売所の売上向上に向けた多様な取組の実践	事業費の1／3以内（市町が定める当該市町の区域における6次産業化を推進するための戦略に基づいて行われる取組として当該市町が認めるものにあっては、事業費の１／２以内)	
			3　地域での食育の推進事業	事業費の1／2以内	
			4　バイオマス産業都市推進事業	事業費の1／2以内	
			5　メタン発酵消化液等の肥料利用の促進事業	事業費の10／10以内	
			6　フードバンク活動の推進事業		
			(1) 検討会の開催等	事業費の10／10以内	
			(2) フードバンク活動支援	事業費の1／2以内	
			7　研究開発・成果利用の促進事業	事業費の10／10以内	
2	食料産業・6次産業化整備事業費補助金	6次産業化及びバイオマス利活用の取組に必要な機械、施設等の整備を支援する。	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に基づいて行う次の事業に要する経費 1　6次産業化施設整備事業	事業費の3／10以内（食料産業・6次産業化交付金実施要綱別記8－1の第3の3（1）ただし書に掲げる取組にあっては、事業費の1／2以内) ただし、事業実施主体に交付する交付金の額は食料産業・6次産業化	食料産業・6次産業化交付金実施要綱に定める事業実施主体

			2　バイオマス産業都市施設整備事業 (1) 地域波及モデル施設整備支援 (2) 新たな実用化技術を活用した施設整備支援 (3) 自立・分散型エネルギー供給システム整備支援	交付金実施要綱別記8－1の第3の3（2）に定める方法により計算された額 事業費の1／3以内 事業費の1／2以内 事業費の1／2以内	
3	みえの県産品ネット販売緊急応援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症に関連し受注減に苦しむ事業者の販売先獲得の手段としてＥＣサイトへの参入が必要であり、本事業によりネット販売に参入できる環境を提供する。	新たにＥＣサイトで県産品を販売できる環境を整備する取組に要する経費	事業費の10／10以内	みえの県産品ネット販売緊急応援事業実施要領に定める事業実施主体
4	みえの農林水産情報発信スマート化事業費補助金	産地の課題解決のため、先端技術と栽培管理体系とを融合させた新たな営農技術体系の構築に向けた取組を支援する。	スマート農業総合推進対策事業実施要綱に基づいて行う、スマート農業総合推進対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業（産地の戦略づくり支援に関するもの）に要する経費	事業費の10／10以内	スマート農業総合推進対策事業実施要綱に定める事業実施主体

別表1(3)の表第21号の項（Ｅ）の欄を次のように改める。

中山間地を有する市町又は地域協議会

別表1(3)の表に次のように加える。

22	農業のスマート化促進事業費補助金	産地の課題解決のため、スマート農業技術を組み入れた新たな営農技術体系の構築を図る。	スマート農業技術と栽培管理体系とを融合させた新たな営農体系であって産地に適したものの構築に向けた検討会の開催、革新計画の策定及び新たな営農技術体系の検証に要する経費	定額	地域協議会

別表1(5)の表第8号の項を次のように改める。

8	産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	地域の強みを活かしたイノベーションの促進及び三重県農業の競争力強化を図る。	水田、畑作、野菜、果樹及び花きの産地が施設整備、機械のリース、生産資材の導入、次世代への継承、土づくりの取組等を行う事業に要する経費	事業費の1/2以内	市町、農業者が組織する団体、農業者等

別表1(6)の表に次のように加える。

11	畜産ＧＡＰ等認証取得支援事業費補助金	農業者等を対象とした認証制度のための審査費用の補助を行い、ＧＡＰ認証等の取得を支援する。	ＧＡＰ認証等を新規に取得する際に必要となる経費（農業の専門学科を有する教育機関等にあっては更新や継続に必要な経費を含む。）	別に定める。	畜産を営む者、農事組合法人、農業協同組合、農業の専門学科を有する教育機関等
12	みえのブランド地鶏消費喚起緊急応援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在庫の滞留するみえのブランド地鶏について、在庫肉の保管経費を緊急的に支援することにより、熊野地鶏生産事業者の保護を図る。	消費回復に向けて保管している地鶏肉の保管に要する経費	事業費の1／2以内	熊野地鶏生産組合に所属する熊野地鶏生産事業者

別表1(8)の表に次のように加える。

8	自然体験事業者受入体制強化補助金（感染防止対策強化）	三重県で安全安心に自然体験を楽しむことができるよう、県内の自然体験事業者による新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を支援する。	各事業者が作成した「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に基づく感染防止対策に要する経費	定額	自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者
9	子どもの自然体験機会創出事業費補助金	子どもが三重の自然で遊び・学ぶ機会を創出するため、子ども向け自然体験プログラムの造成・実践や大人が自然豊かな場所でテレワークを実施できる環境の整備を支援する。	次に掲げる事業に要する経費 1　子ども向け自然体験プログラムの造成、実践等に要する経費 2　テレワークを実施できる環境整備に要する経費	定額	子ども向け自然体験プログラムの造成・実践を行うとともに、テレワークを実施できる環境の整備に取り組む事業者

別表1(9)の表第3号の項（D）の欄を次のように改める。

事業費の50／100以内。ただし、地域振興関係五法の指定地域にあっては、事業費の55／100以内

別表1(11)の表第4号の項（C）の欄から（E）の欄中

「

(7)　林業経営体育成対策（林業機械リース支援）	定額（リース物件価格の1／3、4／10、1／2以内）	市町、選定経営体等	を

」

「

(7)　林業経営体育成対策（林業機械リース支援）	定額（リース物件価格の1／3、4／10、1／2以内）	市町、選定経営体等	
(8)　大径原木加工施設の整備	定額（1／2以内）	市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	に改める。

」

別表1(13)の表第5号の項（A）の欄を次のように改める。

災害からライフラインを守る事前伐採事業費交付金（みえ森と緑の県民税市町交付金（防災枠）

別表1(14)の表中「水産資源・経営課」を「水産振興課」に改め、同表に次のように加える。

6	漁協経営改革推進事業費補助金	漁協の経営改善を推進し、合併の阻害要因を整理した上で、合併等漁協系統の組織再編の推進を図る。	経営改善が必要な漁協への指導及び漁協の合併再編の推進に要する経費	事業費の1／2以内	三重県漁業協同組合連合会
7	漁業共済（赤潮特約）事業費補	異常な赤潮による損失に備えて養殖	共済契約者が共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち赤潮特約	事業費から国の補助に係る	三重県漁業共済組合

	助金	業者が加入する養殖共済の赤潮特約に係る掛金の負担を軽減し、漁業経営の安定を図る。	に係る純共済掛金に相当する額の経費	部分を除いた経費の2／3以内	
8	みえの養殖魚消費喚起緊急応援対策事業費補助金	三重県産養殖魚の販売促進を支援することにより、養殖漁業者の経営の安定を図る。	新型コロナウイルス感染症の影響により、その需要が急激に落ち込んだ養殖魚の販売促進に要する経費	定額	三重県漁業協同組合連合会等

別表1(15)の表中「漁業環境課」を「水産資源管理課」に改め、同表第1号の項及び第2号の項を削り、第3号の項を第1号の項とする。

附　則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の農林水産部関係補助金等交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第878号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和2年12月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　登録年月日及び登録番号

平成27年3月16日　第59号

2　地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社小林農産	代表取締役　小林　光男	多気郡明和町大字金剛坂690番地

3　変更内容

農産物検査員の抹消

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
小林　秀行	[redacted]	もみ、玄米	K242008511

三重県告示第879号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出がありましたので、同令第5条第3項の規定により、次の1のとおり告示し、届出に係る指定漁船調書を次の2により縦覧に供します。

令和2年12月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　届出事項

発起人		加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合
住所	氏名		
北牟婁郡紀北町海野296	野呂　考壽	海野	三重外湾漁業協同組合
北牟婁郡紀北町三浦295-6	氏原　偉	海野	三重外湾漁業協同組合

2　指定漁船調書の縦覧

(1)　縦覧期間

令和2年12月25日から令和3年1月8日まで

(2)　縦覧場所

度会郡南伊勢町奈屋浦3　三重外湾漁業協同組合

三重県告示第880号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第9項の規定により、三重県資源管理方針（令和2年三重県告示第836号）を変更したので、同条第10項において準用する同条第6項の規定により

公表します。

令和２年12月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

変更前

第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は準備が整ったものから別に定めることとする。

変更後

第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1　さんま」から「別紙 1－3　まいわし太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。

（別紙１－1）

第１　特定水産資源

さんま

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

三重県さんま漁業

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業（三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）

③　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を三重県さんま漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県さんま漁業区分においては、法第 57 条第１項の規定により許可する漁業のうちさんまの採捕を目的とする敷網漁業の許認可の隻数に上限（6 隻）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

（別紙１－2）

第１　特定水産資源

まあじ

第２　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

三重県まあじ漁業

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）

③　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第３　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を三重県まあじ漁業区分に配分する。

第４　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県まあじ漁業区分においては、法第 57 条第 1 項の規定により許可する漁業のうち中型まき網漁業の網船の許認可の隻数に上限（19 隻）を設けること、及び法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業の免許の件数に上限（34 件）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

（別紙 1－3）

第 1　特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2　知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1　三重県まいわし中型まき網漁業

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和 2 年農林水産省令第 48 号）第 70 条第 1 項に掲げる漁業であって、三重県知事の許可を受けたものをいう。以下同じ。）

③　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

2　三重県まいわし機船船びき網漁業

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

機船船びき網（三重県漁業調整規則（令和 2 年三重県規則第 67 号）第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

①　当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

②　知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

3　三重県まいわしその他漁業

(1)　当該知事管理区分を構成する事項

①　水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

②　対象とする漁業

三重県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業（1 及び 2 に規定する漁業並びに三重県以外の都道府県又は大臣の許可を受けて営む漁業を除く。）

③　漁獲可能期間

周年

(2)　漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等

の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3　漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近 3 カ年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。また、農林水産大臣から国の留保枠の配分があった場合は、当該管理期間の当初に漁獲可能量を管理区分ごとに按分した比率で、追加で配分された数量を按分することとする。このとき、三重県まいわし中型まき網漁業区分及び三重県まいわし機船船びき網漁業区分への按分のうち 100 未満の端数は切り捨てるものとする。

第 4　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

三重県まいわしその他漁業区分においては、法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業の免許の件数に上限（34 件）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

三重県告示第 881 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

令和 3 管理年度（令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間）におけるさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第 1　さんま

1　都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）現行水準

2　三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県さんま漁業	現行水準

第 2　まあじ

1　都道府県別漁獲可能量

現行水準

2　三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まあじ漁業	現行水準

第 3　まいわし太平洋系群

1　都道府県別漁獲可能量

60,000 トン

2　三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県まいわし中型まき網漁業	36,000 トン
三重県まいわし機船船びき網漁業	18,000 トン
三重県まいわしその他漁業	現行水準

三重県告示第 882 号

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

県土整備部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

県土整備部関係補助金等交付要綱（平成 14 年三重県告示第 616 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 9 号の項を削り、第 10 号の項を第 9 号の項とし、第 11 号の項を第 10 号の項とし、第 12 号の項を第 11 号の項とし、第 13 号の項を削り、第 14 号の項を第 12 号の項とし、第 15 号の項を第 13 号の項とする。

附　則

この告示は、公表の日から施行する。

三重県告示第 883 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

第 1

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　亀山白山線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
亀山市本町一丁目 334 番 1 地先から 亀山市本町一丁目 343 番 2 地先まで	旧	29.0～60.0	11.0
	新	29.0～33.0	11.0

第 2

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　亀山城跡線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
亀山市御幸町字嶋田 272 地先から 亀山市御幸町字嶋田 275-5 地先まで	旧	10.1～11.9	23.9
	新	10.8～12.1	23.9

第 3

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　伊勢小俣松阪線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
多気郡明和町大字明星 4090 番地先から 多気郡明和町大字明星 4088 番地先まで	旧	7.6～18.0	40.0
	新	7.6～9.4	40.0

第 4

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　伊勢大宮線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
度会郡度会町鮑川字沖田 415 番 1 地先から 度会郡度会町長原字沖田 2975 番地先まで	旧	10.5～21.0	190.0
	新	10.5～25.8	190.0

第 5

1　道路の種類　県道

2　路　線　名　小船紀宝線

3　道路の区域

区　間	旧新の別	敷地の幅員　メートル	延長　メートル
南牟婁郡紀宝町浅里字中畑ケ 1123 番 1 地先内	旧	0.0～2.8	10.2
	新	0.0～7.3	11.5

三重県告示第 884 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

路　線　名	供　用　開　始　の　区　間	供用開始の期日

県道 小船紀宝線	南牟婁郡紀宝町浅里字中畑ケ 1123 番 1 地先内	令和 2 年 12 月 25 日
県道 熊野川紀和線	熊野市紀和町大河内字三浦 565 番 3 地先内	令和 2 年 12 月 29 日 午後 1 時

三重県告示第 885 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

1　道路の種類及び路線名

道路の種類	路　線　名	占用を制限する区域
一般国道	25 号	伊賀市治田字双川 1141 番地先内
一般国道	25 号	伊賀市治田字双川 1138 番 1 地先から 伊賀市治田字双川 1139 番 4 地先まで
一般国道	311 号	尾鷲市三木里町古輪山 1402 番 5 地先内

2　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3　占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4　占用制限の開始日

令和 2 年 12 月 25 日

三重県告示第 886 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥出川	松阪市嬉野小原町下出 （詳細は次の図のとおり）	土石流
第二北線川	松阪市嬉野小原町淵草 （詳細は次の図のとおり）	土石流
中之平川 01	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	土石流
中村川 01	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	土石流
川ヶ瀬川 01	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流
川ヶ瀬川 02	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流
藤後谷川-1	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流
藤後谷川-2	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流
杉谷川西垣戸川-2	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流

杉谷川西垣戸川-4	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流
杉谷川西垣戸川-7	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流
小牧川	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流
カラス谷川	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流
与太郎川原川	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
小原 11	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
岡木奥谷川	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
羽根川	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
不動谷川	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
浦出川	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
羽根田 01	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
羽根田川 01-1	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
羽根田川 01-2	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
羽根田川 01-3	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
羽根田川 02	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
殿出川	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
羽根田 02	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
西ノ上川	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	土石流
垣内川	松阪市嬉野小原町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
上小川 07	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
上小川 08	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
上小川 09	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
上小川 10	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	土石流
薬王寺谷川	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
日川川 01-1	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
天白川	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
弁財谷	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
大久保川	松阪市嬉野合ヶ野町	土石流

	（詳細は次の図のとおり）	
東谷川	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	土石流
須賀	松阪市嬉野須賀町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 887 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮の谷	熊野市神川町神上中組 （詳細は次の図のとおり）	土石流
山岡元谷	熊野市神川町神上上組 （詳細は次の図のとおり）	土石流
上組下谷	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
上田谷	熊野市神川町花知 （詳細は次の図のとおり）	土石流
花知川	熊野市神川町花知 （詳細は次の図のとおり）	土石流
柳谷 14	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流
野口	熊野市飛鳥町野口 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
佐田	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
相谷	熊野市飛鳥町小阪 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
遊木	熊野市遊木町 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
大河内	熊野市紀和町大河内 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
丸山	熊野市紀和町丸山 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
三浦	熊野市紀和町大河内、和気 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
楊枝川	熊野市紀和町楊枝川 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
粉所	熊野市育生町粉所 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
平六谷	熊野市井戸町 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
瀬戸	熊野市井戸町 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
研屋	熊野市井戸町 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
長尾	熊野市紀和町長尾 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
赤木	熊野市紀和町赤木 （詳細は次の図のとおり）	地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 888 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
炭床	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	土石流
志原 12	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊
片川	御浜町片川 （詳細は次の図のとおり）	地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します

三重県告示第 889 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域に指定します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
阪松原	紀宝町阪松原 （詳細は次の図のとおり）	地滑り
浅里	紀宝町浅里 （詳細は次の図のとおり）	地滑り

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 890 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
古城川 01-1	松阪市嬉野小原町小原東 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古城川 01-2	松阪市嬉野小原町小原東 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古城川 01-3	松阪市嬉野小原町小原東 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古城川 01-4	松阪市嬉野小原町小原東 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
古城川 02	松阪市嬉野小原町小原東 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小原 09	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中之平川 02	松阪市嬉野上小川町花園	土石流	次の図のとおり

	（詳細は次の図のとおり）		
中村川 02	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
オシサコ川	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
杉谷川西垣戸川-1	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
杉谷川西垣戸川-3	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
杉谷川西垣戸川-5	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
杉谷川西垣戸川-6	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
不動川	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上小川 05	松阪市嬉野上小川町上小川 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小原 10	松阪市嬉野小原町小原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
小原 12	松阪市嬉野小原町下出 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上小川 11	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
八田	松阪市嬉野八田町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
日川川 02	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
日川川 01-2	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
日川川 01-3	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
日川川 01-4	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
日川川 01-5	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
広谷	松阪市嬉野宮野町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
合ヶ野 01	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
三谷川	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
鳥坂川 01	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
岩谷 01	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
鳥坂川 02	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
岩谷 02	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
滝之川谷川	松阪市嬉野滝之川町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
矢下 02	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
矢下 03	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

森本 01	松阪市嬉野森本町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
薬王寺 04	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
矢下 04	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中村	松阪市嬉野上小川町中村 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川ヶ瀬	松阪市嬉野上小川町川ヶ瀬 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
名越	松阪市嬉野上小川町名越 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
与四郎河原 1	松阪市嬉野上小川町与四郎河原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
与四郎河原 2	松阪市嬉野上小川町与四郎河原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岩桜	松阪市嬉野小原町岩桜 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
渕草 1	松阪市嬉野小原町渕草 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
渕草 2	松阪市嬉野小原町渕草 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
羽根田 1	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
馬場	松阪市嬉野小原町馬場 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松ヶ原	松阪市嬉野小原町松ヶ原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
渕草 4	松阪市嬉野小原町渕草 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 1	松阪市嬉野上小川町小牧 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上出垣内	松阪市嬉野小原町上出垣内 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 1	松阪市嬉野小原町東 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 2	松阪市嬉野小原町上出 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 3	松阪市嬉野小原町西出 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 4	松阪市嬉野小原町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 5	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 6	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 7	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 8	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 9	松阪市嬉野小原町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
渕草 3	松阪市嬉野小原町渕草 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

小山 2	松阪市嬉野上小川町小牧 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 3	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 4	松阪市嬉野上小川町上小川谷村 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 5	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 6	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 7	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 8	松阪市嬉野上小川町上小山 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 9	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 10	松阪市嬉野上小川町中村 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 11	松阪市嬉野上小川町小牧 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 12	松阪市嬉野上小川町奥村 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山 13	松阪市嬉野上小川町花園 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 11	松阪市嬉野小原町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 10	松阪市嬉野小原町下出 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 12	松阪市嬉野小原町下出 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小原 13	松阪市嬉野小原町羽根田 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上小川 01	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上小川 02	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上小川 03	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上小川 05	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上小川 06	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上小川 04	松阪市嬉野上小川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 1	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 2	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮野	松阪市嬉野宮野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之川	松阪市嬉野滝之川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

薬王寺	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八田 1	松阪市嬉野八田町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 3	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森本 1	松阪市嬉野森本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 3	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下 4	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 9	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 10	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
河北 3	松阪市嬉野川北町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 7	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
一志	松阪市嬉野一志町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
釜生田 2	松阪市嬉野釜生田町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
八田 2	松阪市嬉野八田町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下之庄 1	松阪市嬉野下之庄町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下之庄 2	松阪市嬉野下之庄町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝之川 2	松阪市嬉野滝之川町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森本 2	松阪市嬉野森本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 4	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 4	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 5	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下 2	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下 3	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下 5	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 6	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 7	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 8	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 11	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森本 4	松阪市嬉野森本町	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	（詳細は次の図のとおり）		
薬王寺 5	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
嬉野 1	松阪市嬉野島田町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森本 6	松阪市嬉野森本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下 11	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 9	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
島田	松阪市嬉野島田町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 10	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
森本 5	松阪市嬉野森本町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 11	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮野 1	松阪市嬉野宮野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
合ヶ野 13	松阪市嬉野合ヶ野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 13	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下 9	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下 10	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 12	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
矢下 8	松阪市嬉野矢下町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬王寺 8	松阪市嬉野薬王寺町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宮野 2	松阪市嬉野宮野町 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、松阪建設事務所及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 891 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　　鈴　　木　　英　　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
柳谷川-1	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
柳谷川-2	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
碇支谷	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

殿浦西谷	熊野市神川町神上殿浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
殿浦中谷	熊野市神川町神上殿浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
殿浦川	熊野市神川町神上殿浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
殿浦東谷	熊野市神川町神上殿浦 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥地西谷	熊野市神川町柳谷奥地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥地下谷-1	熊野市神川町柳谷奥地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
奥地下谷-2	熊野市神川町柳谷奥地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
沼峪谷	熊野市神川町神上上組 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
垣内谷	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
長原 1	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西の谷 1-1	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西の谷 1-2	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西の谷 1-3	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西の谷 1-4	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
大前谷川	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西の谷 2-1	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
西の谷 2-2	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
トドメキ谷	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
神上中谷川-1	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
神上中谷川-2	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
神上中谷川-3	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
神上中谷川-4	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
坊の谷川-1	熊野市神川町神上下組 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
坊の谷川-2	熊野市神川町神上下組 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
平坪谷	熊野市神川町花知 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下組-1	熊野市神川町神上下組 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下組-2	熊野市神川町神上下組 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
下組-3	熊野市神川町神上下組	土石流	次の図のとおり

	（詳細は次の図のとおり）		
柳谷 15	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上組	熊野市神川町神上上組 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
花知Ⅰ-1	熊野市神川町花知 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅰ-1	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅰ-1	熊野市神川町神上中組 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅰ-2	熊野市神川町神上下組 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅰ-3	熊野市神川町神上下組 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅰ-4	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅰ-5	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅰ-1	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅰ-2	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
花知Ⅱ-1	熊野市神川町花知 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
花知Ⅱ-2	熊野市神川町花知 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-1	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-2	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅱ-2	熊野市神川町神上殿浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅱ-3	熊野市神川町神上殿浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅱ-4	熊野市神川町神上殿浦 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅱ-5	熊野市神川町神上上組 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅱ-6	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-3	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-4	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-5	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-6	熊野市神川町柳谷奥地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-7	熊野市神川町柳谷奥地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-8	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-9	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

柳谷Ⅱ-10	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅱ-7	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅱ-8	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅱ-9	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅱ-1	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅱ-2	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅱ-3	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅱ-4	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅲ-1	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅲ-4	熊野市神川町神上向地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅲ-2	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅲ-1	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅲ-2	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神上Ⅰ-6	熊野市神川町神上下組 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅰ-2	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-11	熊野市神川町柳谷奥地 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅱ-12	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長原Ⅱ-5	熊野市神川町長原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
柳谷Ⅲ-3	熊野市神川町柳谷 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供します。

三重県告示第 892 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

区域の名称	区域の所在	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条に規定する衝撃に関する事項
新田北谷	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
大平東谷	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり

岡地	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
コマヅメ 1	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
コマヅメ 2	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
彦六谷	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上里北谷	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
中央	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
砂方 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
砂方 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
砂方 3	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	土石流	次の図のとおり
上里 1	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向山 1	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
庄ケ芝 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上岡地	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 1	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 2	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 3	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中央 1	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 4	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 5	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上里 2	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上里 3	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船が谷 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船が谷 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船が谷 3	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 3	御浜町上市木	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

	（詳細は次の図のとおり）		
志原 6	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西里	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 7	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 8	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 3	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 4	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 5	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 6	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 7	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 3	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 4	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 5	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
庄ケ芝 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡地 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西平見 1	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西平見 2	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西平見 3	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西平見 4	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上市木 4	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
岡地 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中央 2	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 9	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 10	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

向山 2	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 11	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
志原 13	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 9	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 10	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 6	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 7	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
足谷 1	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
足谷 2	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 8	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西平見 5	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西平見 6	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
向山 3	御浜町志原 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 11	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 12	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
新田 13	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上地 3	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
砂方 9	御浜町上市木 （詳細は次の図のとおり）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を県土整備部防災砂防課、熊野建設事務所及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 893 号

建築基準法施行規則第 11 条の 3 第 1 項の規定によるフレキシブルディスクによる手続きができる区域（平成 6 年三重県告示第 76 号）は、令和 2 年 12 月 31 日限り廃止します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

議　会　訓　令

三重県議会訓令第 5 号

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

三重県議会議長　　日　　沖　　正　　信

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

三重県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成 19 年三重県議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式から第 3 号様式まで、第 5 号様式から第 8 号様式まで及び第 10 号様式から第 14 号様式までの規定中「㊞」を削る。

第 16 号様式中「㊞」及び「、訂正印を押印の上」を削る。

附　則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

三重県議会訓令第 6 号

三重県議会各派世話人会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

三重県議会議長　　日　　沖　　正　　信

三重県議会各派世話人会規程の一部を改正する訓令

三重県議会各派世話人会規程（平成 23 年三重県議会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第 6 条　（略） （出席の特例） 第 6 条の 2　座長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、各派世話人会を招集する場所に参集することが困難な世話人、事務局長若しくは前条に規定する代理者（以下この条において「世話人等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該世話人等を各派世話人会を招集する場所以外の場所から各派世話人会に参加させることができる。 2　世話人等が前項に規定する方法により各派世話人会に参加しようとするときは、座長の許可を得なければならない。 3　第 1 項に規定する方法により各派世話人会に参加した世話人等については、各派世話人会に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。	第 6 条　（略）

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

三重県議会訓令第 7 号

三重県議会代表者会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

三重県議会議長　　日　　沖　　正　　信

三重県議会代表者会議規程の一部を改正する訓令

三重県議会代表者会議規程（平成 25 年三重県議会訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第 8 条　（略）	第 8 条　（略）

（出席の特例） 第８条の２　議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、代表者会議を招集する場所に参集することが困難な代表者、第６条に規定する代理者、議会運営委員長、議会運営副委員長若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「代表者等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該代表者等を代表者会議を招集する場所以外の場所から代表者会議に参加させることができる。 ２　代表者等が前項に規定する方法により代表者会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 ３　第１項に規定する方法により代表者会議に参加した代表者等については、代表者会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。	

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

三重県議会訓令第８号

三重県議会全員協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和２年12月25日

三重県議会議長　日　沖　正　信

三重県議会全員協議会規程の一部を改正する訓令

三重県議会全員協議会規程（平成25年三重県議会訓令第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第５条　（略） （出席の特例） 第５条の２　議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、全員協議会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議員以外の者（以下この条において「議員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を全員協議会を招集する場所以外の場所から全員協議会に参加させることができる。 ２　議員等が前項に規定する方法により全員協議会に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 ３　第１項に規定する方法により全員協議会に参加した議員等については、全員協議会に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。	第５条　（略）

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

三重県議会訓令第９号

三重県議会議案聴取会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和２年12月25日

三重県議会議長　日　沖　正　信

三重県議会議案聴取会規程の一部を改正する訓令

三重県議会議案聴取会規程（平成25年三重県議会訓令第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第５条　（略） （出席の特例） 第５条の２　議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、議案聴取会を招集する場所に参集することが困難な議員若しくは前条に規定する議案等の提出者その他執行機関の職員（以下この条において「議員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該議員等を議案聴取会を招集する場所以外の場所から議案聴取会に参加させることができる。 ２　議員等が前項に規定する方法により議案聴取会に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 ３　第１項に規定する方法により議案聴取会に参加した議員等については、議案聴取会に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。	第５条　（略）

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

三重県議会訓令第10号

三重県議会委員長会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和２年12月25日

三重県議会議長　日　沖　正　信

三重県議会委員長会議規程の一部を改正する訓令

三重県議会委員長会議規程（平成25年三重県議会訓令第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第６条　（略） （出席の特例） 第６条の２　議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、委員長会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、副委員長若しくは前	第６条　（略）

条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を委員長会議を招集する場所以外の場所から委員長会議に参加させることができる。 2　構成員等が前項に規定する方法により委員長会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 3　第 1 項に規定する方法により委員長会議に参加した構成員等については、委員長会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。	
（会議の公開） 第 7 条　委員長会議は、これを公開する。ただし、出席した構成員及び副委員長の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。	（会議の公開） 第 7 条　委員長会議は、これを公開する。ただし、出席者の半数以上の同意があったときは、これを公開しないことができる。

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

三重県議会訓令第 11 号

三重県議会広聴広報会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

三重県議会議長　日　沖　正　信

三重県議会広聴広報会議規程の一部を改正する訓令

三重県議会広聴広報会議規程（平成 25 年三重県議会訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第 7 条　（略） （出席の特例） 第 7 条の 2　座長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は大規模な災害その他の緊急事態が発生した場合において、広聴広報会議を招集する場所に参集することが困難な委員若しくは前条に規定する委員以外の者（以下この条において「委員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によって、当該委員等を招集する場所以外の場所から広聴広報会議に参加させることができる。 2　委員等が前項に規定する方法により広聴広報会議に参加しようとするときは、座長の許可を得なければならない。 3　第 1 項に規定する方法により広聴広報会議に参加した委員等については、広聴広報会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。	第 7 条　（略）

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

三重県議会訓令第 12 号

三重県議会災害対策会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 2 年 12 月 25 日

三重県議会議長　日　沖　正　信

三重県議会災害対策会議規程の一部を改正する訓令

三重県議会災害対策会議規程（平成 31 年三重県議会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
第 7 条　（略） （出席の特例） 第 7 条の 2　議長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するため必要があると認めるとき又は緊急事態が発生した場合において、災害対策会議を招集する場所に参集することが困難な構成員、第 6 条に規定する代理者若しくは前条に規定する構成員以外の者（以下この条において「構成員等」と総称する。）があると認めるときは、映像又は音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、当該構成員等を災害対策会議を招集する場所以外の場所から災害対策会議に参加させることができる。 2　構成員等が前項に規定する方法により災害対策会議に参加しようとするときは、議長の許可を得なければならない。 3　第 1 項に規定する方法により災害対策会議に参加した構成員等については、災害対策会議に出席したものとみなして、この規程の規定を適用する。	第 7 条　（略）

附　則

この訓令は、公表の日から施行する。

公　　告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の書換交付をした旨の通報があったので、同条第 2 項の規定により公示します。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

種畜証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
11547350870	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	三重県鈴鹿市西庄内町 4520 アニマルジェネティックスジャパン株式会社	岡山県新見市正田 270 番地 株式会社いろりカンパニー

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、長島町土地改良区（桑名市長島町松ヶ島 38 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 12 月 25 日

三 重 県 知 事　鈴　木　英　敬

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項

の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和２年12月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類

四日市都市計画高度利用地区

2　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和２年12月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　都市計画の種類

四日市都市計画生産緑地地区

2　縦覧場所

三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和２年12月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和２年 12月11日	三重郡川越町大字北福崎字掛割74-1	東京都港区高輪３丁目22-9 タマホーム株式会社 代表取締役　玉　木　伸　弥
令和２年 12月15日	伊賀市服部町字夏ハゼ572ほか37筆ほか	伊賀市緑ケ丘本町4162-1 あおい不動産販売株式会社 代表取締役　吉　住　慎　吾

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年三重県規則第84号）第５条の規定により公告します。

令和２年12月25日

三重県知事　鈴　木　英　敬

1　入札に付する事項

(1)　委託業務名

令和３年度三重県広報紙「県政だより　みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務委託（単価契約）

(2)　委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　委託期間

契約締結の日から令和４年３月18日（金）までとします。

(4)　委託業務履行場所

知事が別に指定する場所とします。

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有する者であること。

オ　連絡調整の担当者を 2 名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録を行ってください。調達システムで入札する場合にあっては、調達システムより競争入札参加資格確認申請を令和3年1月26日（火）11時までに行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。また、書面により入札に参加する者にあっては、競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を 5(1)の場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出してください。）落札候補者に求める書類の提出期限は、令和3年2月12日（金）17時までとします。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4)　仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有することを証明する書類（「印刷機械設備保有状況証明書」）

(5)　連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図（様式任意）

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班　担当　宮澤

電話　059-224-2009　　ファクシミリ　059-224-2069

(2)　契約条項を示す場所

〒514-8570　三重県津市広明町13番地

三重県戦略企画部広聴広報課広報班　担当　木谷

電話　059-224-2788　　ファクシミリ　059-224-2032

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当
電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 3 年 2 月 5 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知
令和 3 年 1 月 28 日（木）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所
ア　調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 2 月 5 日（金）14 時 30 分まで
イ　書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時　令和 3 年 2 月 5 日（金）14 時 30 分
なお、三重県庁内郵便局へは令和 3 年 1 月 28 日（木）から同年 2 月 5 日（金）14 時 30 分までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒514-0006　三重県津市広明町 13 番地
宛　先　三重県庁内郵便局留め
受取人　三重県戦略企画部戦略企画総務課総務班
案件名　令和 3 年度三重県広報紙「県政だより　みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務委託（単価契約）

(7)　開札の日時及び場所
日時　令和 3 年 2 月 5 日（金）15 時
場所　三重県津市広明町 13 番地
三重県戦略企画部戦略企画総務課

(8)　入札方法等に関する事項
ア　入札書の記載
入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。
イ　入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
ウ　契約保証金
契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。
また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
エ　落札者の決定方法
落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。
オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Subject Matter of the Contract：

Printing and other appointed duties for the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News”

(2)　Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Friday, February 5, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Thursday, January 28, 2021 and 2:30 P.M. on Friday, February 5, 2021.

(3)　Date and Time for the Open Bidding：

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Friday, February 5, 2021.

(4)　Managing Authority：

Public Relations Division,Department of Strategic Planning,Mie Prefecture.

13 Komei-cho,Tsu city,Mie,514-8570,Japan

TEL: 059-224-2788

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第5条の規定により公告します。

令和2年12月25日

三重県企業庁長　喜　多　正　幸

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

三重県企業庁北勢水道事務所山村浄水場ほか7施設で使用する電気（予定使用量 3,177,500ｋＷｈ）

(2)　購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　使用期間

令和３年４月１日（木）０時から令和４年３月31日（木）24時まで

(4)　需要場所

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

(5)　業種及び用途

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

(6)　供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　令和２年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第６条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ　小売電気事業者（電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和３年１月22日（金）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（ＦＡＸ又はメール可）してください。）

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第４条第１項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4)　令和２年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第６条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和 2 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368　ファクシミリ　059-229-1016

(5)　供給実績があることを証明する書類

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒514－0075　三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課　担当　山下

電話　059-351-1561　　ファクシミリ　059-351-1566

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 3 年 3 月 5 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

令和 3 年 1 月 29 日（金）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 2 月 4 日（木）10 時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、近鉄四日市駅前郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　令和 3 年 2 月 4 日（木）10 時

なお、入札書は令和 3 年 1 月 26 日（火）から同年 2 月 4 日（木）10 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒510-0075　三重県四日市市安島 1 丁目 1-20

宛　先　近鉄四日市駅前郵便局留め

受取人　三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

案件名　三重県企業庁北勢水道事務所山村浄水場ほか 7 施設で使用する電気　入札書在中

(7)　開札の日時及び場所

日時　令和 3 年 2 月 4 日（木）11 時

場所　三重県四日市市安島 2 丁目 7-15

三重県企業庁北勢水道事務所総務管理部経営管理課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札価格は、消費税及び地方消費税を含む金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）としてください。

なお、本システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成 19 年三重県企業庁管理規程第 4 号。以下「規程」といいます。）第 158 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額（入札金額をもって契約保証金算出の基礎となる契約金額とみなします。）の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased：

Electricity (approx. 3,177,500kWh) to be used in Yamamura Water Filtering Plant and 7 other facilities of Hokusei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture

(2)　Supply period:

From 0:00 A.M. on Thursday, April, 1, 2021 to 12:00 P.M. on Thursday, March, 31, 2022.

(3)　Supply place:

Yamamura Water Filtering Plant and 7 other facilities

(4) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, January, 26, 2021 and 10:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(6) Managing Authority :

Hokusei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture

2-7-15 Yasujima, Yokkaichi city, Mie, 510-0075, Japan

TEL:059-351-1561

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年三重県企業庁管理規程第９号）第５条の規定により公告します。

令和２年12月25日

三重県企業庁長　喜　多　正　幸

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

三重県企業庁中勢水道事務所鈴鹿導水ポンプ所ほか５施設で使用する電気（予定使用量 5,357,700ｋＷｈ）

(2)　購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　使用期間

令和３年４月１日（木）０時から令和４年３月31日（木）24時まで

(4)　需要場所

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

(5)　業種及び用途

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

(6)　供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　令和２年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第６条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ　小売電気事業者（電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和 3 年 1 月 22 日（金）15 時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（ＦＡＸ又はメール可）してください。）

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3　未納税額のない証明用）」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し（提示可）

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。)の写し（提示可）

(4)　令和 2 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和 2 年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班

電話 059-224-2368　ファクシミリ　059-229-1016

(5)　供給実績があることを証明する書類

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局

〒515-2504　三重県津市一志町高野 1996

三重県企業庁中勢水道事務所経営課　担当　山口

電話　059-295-0200　　ファクシミリ　059-295-0210

(2)　契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局

〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当

電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 3 年 3 月 5 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知

令和 3 年 1 月 29 日（金）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 2 月 4 日（木）10 時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、一志郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時　令和３年２月４日（木）10時

なお、入札書は令和３年１月26日（火）から同年２月４日（木）10時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒515-2599　三重県津市一志町田尻528-3

宛　先　一志郵便局留め

受取人　三重県企業庁中勢水道事務所経営課

案件名　三重企業庁中勢水道事務所鈴鹿導水ポンプ所ほか５施設で使用する電気　入札書在中

(7)　開札の日時及び場所

日時　令和３年２月４日（木）11時

場所　三重県津市一志町高野1996

三重県企業庁中勢水道事務所経営課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載

入札価格は、消費税及び地方消費税を含む金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）としてください。

なお、本システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

イ　入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の５以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成19年三重県企業庁管理規程第４号。以下「規程」といいます。）第158条第２項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金

契約保証金は、契約金額（入札金額をもって契約保証金算出の基礎となる契約金額とみなします。）の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第１項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第１項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第４項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第４項第１号、第２号又は第４号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去３年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が１者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased：

Electricity（approx. 5,357,700kWh）to be used in Suzuka Raw Water Transmission Pumping Station and 5 other facilities of Chusei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture

(2)　Supply period:

From 0:00 A.M. on Thursday, April, 1, 2021 to 12:00 P.M. on Thursday, March, 31, 2022.

(3)　Supply place:

Suzuka Raw Water Transmission Pumping Station and 5 other facilities

(4)　Bid Submission Deadline：

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, January, 26, 2021 and 10:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(5)　Date and Time for the Open Bidding：

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(6)　Managing Authority：

Chusei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture

1996 Takano, Ichishi-cho, Tsu city, Mie, 515-2504, Japan

TEL:059-295-0200

次のとおり一般競争入札を行いますので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成７年三重県企業庁管理規程第９号）第５条の規定により公告します。

令和２年 12 月 25 日

三重県企業庁長　喜　多　正　幸

1　入札に付する事項

(1)　購入物品及び数量

三重県企業庁南勢水道事務所導水ポンプ所ほか３施設で使用する電気（予定使用量 3,879,000ｋＷｈ）

(2)　購入物品の特質等

購入物品の性能に関し、三重県企業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3)　使用期間

令和３年４月１日（木）０時から令和４年３月31日（木）24時まで

(4)　需要場所

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

(5)　業種及び用途

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

(6)　供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2　入札参加者及び落札者に必要な資格

(1)　競争入札参加資格

ア　当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者でないこと。

(2)　落札資格

ア　三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ　三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ　三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ　令和２年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第６条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ　小売電気事業者（電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者）であり、かつ供給実績があること。

3　入札に関する事項

(1)　本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2)　本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3)　調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4)　調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5)　調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4　入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和３年１月22日（金）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。（※(2)、(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出（ＦＡＸ又はメール可）してください。）

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1)　三重県企業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第４条第１項に定める申請

(2)　消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その３　未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3)　三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去６月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4)　令和２年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第６条に定める落札資格保有者であることを証明する書類

なお、新たに令和２年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第６条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第５条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。

【提出部局】

三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368　ファクシミリ　059-229-1016

(5)　供給実績があることを証明する書類

5　入札手続等に関する事項

(1)　担当部局
〒519-2181　三重県多気郡多気町相可 1710 番地
三重県企業庁南勢水道事務所経営課　担当　鼎
電話　0598-38-2497　　ファクシミリ　0598-38-2946

(2)　契約条項を示す場所
(1)に同じです。

(3)　調達システム担当部局
〒514-8570　三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班　システム担当
電話　059-224-2785/2787　　ファクシミリ　059-224-2784

(4)　調達説明書（仕様書）の配布方法
本公告日から令和 3 年 3 月 5 日（金）まで調達システムにより提供します。

(5)　入札参加資格確認結果の通知
令和 3 年 1 月 29 日（金）までに通知します。

(6)　入札書提出の日時及び場所

ア　本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
入札参加資格確認結果の通知の日から令和 3 年 2 月 4 日（木）10 時まで

イ　書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、多気郵便局留めで郵送してください。
提出締切日時　令和 3 年 2 月 4 日（木）10 時
なお、入札書は令和 3 年 1 月 26 日（火）から同年 2 月 4 日（木）10 時までの間に到着するように郵送してください。
送付先
〒519-2199　三重県多気郡多気町相可 1066-11
宛　先　多気郵便局留め
受取人　三重県企業庁南勢水道事務所経営課　鼎
案件名　三重県企業庁南勢水道事務所導水ポンプ所ほか 3 施設で使用する電気　入札書在中

(7)　開札の日時及び場所
日時　令和 3 年 2 月 4 日（木）11 時
場所　三重県多気郡多気町相可 1710 番地
　　三重県企業庁南勢水道事務所経営課

(8)　入札方法等に関する事項

ア　入札書の記載
入札価格は、消費税及び地方消費税を含む金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）としてください。
なお、本システムの入札書提出画面は「税抜価格表示」となっていますので、間違いのないよう税込金額で入札価格を入力してください。

イ　入札保証金
入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県企業庁会計規程（平成 19 年三重県企業庁管理規程第 4 号。以下「規程」といいます。）第 158 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ　契約保証金
契約保証金は、契約金額（入札金額をもって契約保証金算出の基礎となる契約金額とみなします。）の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これ

らを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規程第166条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第166条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

エ　落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県企業庁長が判断した入札者であって、規程第156条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ　入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規程第162条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6　その他

(1)　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2)　契約書作成の要否

要

(3)　入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者となった場合は入札を中止又は延期する場合があります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4)　苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5)　申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県企業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6)　本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7)　本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7　Summary

(1)　Nature and Quantity of the Products to be Purchased：

Electricity (approx. 3,879,000kWh) to be used in Dousui Pumping Station and 3 other facilities of Nansei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture

(2)　Supply period:

From 0:00 A.M. on Thursday, April, 1, 2021 to 12:00 P.M. on Thursday, March, 31, 2022.

(3)　Supply place:

Dousui Pumping Station and 3 other facilities

(4)　Bid Submission Deadline：

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, January, 26, 2021 and 10:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Thursday, February, 4, 2021.

(6) Managing Authority :

Nansei Waterworks Office, Public Utilities Agency, Mie Prefecture
1710 Oka, Taki-cho,Taki-gun, Mie, 519-2181, Japan
TEL:0598-38-2497

発行　三　重　県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話　059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/